

櫛田川水系河川整備計画（大臣管理区間）の策定に向けて

櫛田川流域委員会の設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の保全」が法の目的に追加されました。また、河川管理者である国土交通省は、これまでの「工事実施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す「河川整備計画」を策定することになりました。

中部地方整備局は、「櫛田川水系河川整備計画（大臣管理区間）」を策定するために河川整備計画の原案について学識経験者等からご意見を聴く場として「櫛田川流域委員会」を設置するものです。

櫛田川流域委員会規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、「櫛田川流域委員会」（以下「委員会」という）の設置について必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 委員会は、国土交通省中部地方整備局（以下「整備局」という）が定める「櫛田川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の原案について意見を述べることを目的として、国土交通省中部地方整備局長（「以下「整備局長」という）が設置する。

（組織等）

第3条 委員会の委員（別表）は、整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
3. 委員に欠員が生じた場合には、委員会にて協議の上、必要に応じて委員の補充を行うものとする。
4. 委員会は、必要に応じて、特定の課題について審議を行うための部会を設置することができる。

（議事等）

第4条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2. 委員の代理出席は、原則として認めない。ただし、行政を代表する者については、この限りではない。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置くこととし、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

2. 委員長は委員会の会務を総理し、委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行する。

（情報公開）

第6条 委員会の会議、会議資料、議事内容については特定の個人・団体の利害及び重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き、原則として公開とする。

2. 会議資料及び議事内容の公開方法については、委員会でこれを定める。

(臨時委員)

第7条 委員会は、必要に応じて臨時に委員を招聘することができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、整備局三重工事事務所が行うものとする。

2.事務局は、委員会の指示により、会議資料の作成、説明、議事要旨及び会議内容のとりまとめ等を行うものとする。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、全委員総数の3分の2以上の同意を得て、これを行うものとする。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会においてこれを定める。

付 則

(施行期日)

この規約は、平成15年 月 日から施行する。

(別 紙)

櫛田川流域委員会委員名簿

氏 名	専門分野	所 属 等
いわお やすのぶ 岩男 安展	地域住民等	公募委員
うえだ たかし 植田 隆	行政	松阪市長（市長職務代理者）
おおたに いつ こ 大谷 幾津子	地域住民等	公募委員
きもと よしお 木本 凱夫	農業水利	三重大学生物資源学部助教授
せきぐち ひでお 関口 秀夫	海岸	三重大学生物資源学部教授
たけかわ ひろこ 竹川 博子	地域・街づくり	松阪商工会議所青年部会長
たけだ あきまさ 武田 明正	植物・森林	三重大学生物資源学部教授
たどころ てるお 田所 照朗	水防	松阪市水防団団長
たにもと せつ お 谷本 勢津雄	鳥類	日本野鳥の会三重県支部保護部長
なかにし さとこ 中西 智子	教育	三重大学教育学部教授
はせがわ じゅんいち 長谷川 順一	行政	多気町長
はらだ ますぞう 原田 増造	魚類	元三重水産技術センター内水面分場長
まつお なおき 松尾 直規	河川工学	中部大学工学部教授
みやもと さとみ 宮本 里美	行政	飯高町長
やまもと りょうじ 山本 亮二	漁業	櫛田川水系河川漁業協同組合連合会会長
わたなべ かん 渡辺 寛	歴史・文化	皇學館大學文学部教授
わたなべ ていじ 渡邊 悌爾	経済	三重大学人文学部教授

(50 音順、敬称略)